

インドネシア共和国移住労働者保護省/移住労働者保護庁と

日本国三重県との間の

インドネシア人「特定技能」労働者の

育成・送出し・受入れに関する協力覚書

インドネシア共和国移住労働者保護省/移住労働者保護庁（以下、「MoIMWP」）と日本国三重県（以下、「MPJ」）は、以下それぞれを「当事者」併せて「両当事者」という。

三重県における産業人材の供給を確保することを目的として、「特定技能制度」に基づき三重県で就労するインドネシア共和国国民（以下、「インドネシア人材」）の育成、送出し及び受入れに関する友好的協力関係の促進について相互理解を共有し、「特定技能」の在留資格を有する外国人材に関する制度の適正な運用の基本的枠組みに関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の協力覚書（以下、「MoC」）を参照し、本覚書は、両国の現行の法令及び政策に従って実施されるものとする。

両当事者は、誠実な協力のもと、以下の条項を実施することに合意する。

第1条：協力の目的

本覚書の目的は、三重県におけるインドネシア人材の育成、送出し、受入れを効果的に推進するために、MoIMWP と MPJ との間に協力の枠組みを確立することである。これらはインドネシア共和国及び日本国の法令と政策に従って実施されるものとする。

第2条：協力の内容

1. 両当事者は、三重県におけるインドネシア人材の育成、送出し、受入れの協力について同意する。
2. 両当事者は、三重県におけるインドネシア人材の育成、送出し、受入れに関するデータ及び情報を定期的に情報交換する。
3. 両当事者は、本覚書の実施において発生する、インドネシア人材の保護に関する事項及びその他の問題に対して、協力して対処し、相互に受け入れ可能な解決に向けて協力する。
4. 両当事者は、三重県の需要に応じた供給をインドネシアで確保するため、インドネシア人材候補の育成の協力について同意する。

第3条：実施に関する規定

1. 本覚書は、MoC 及び両国の現行の法令に従って実施されるものとする。
2. 協力活動の実施にあたり、両当事者は、活動の詳細、関係者の役割、その他必要事

項を定めた個別の合意を締結することができる。

3. 両当事者は、少なくとも年に1度または必要に応じて会合を開催し、本覚書に基づく協力活動のモニタリング及び評価を行う。
4. 会合はインドネシア共和国と日本国において交互に、あるいはビデオ会議形式で開催される。両当事者は、必要に応じて関係省庁・機関を招待することができる。会合の詳細は、両当事者間で合意のうえ外交ルートを通じて通知される。

第4条：両当事者の責任

1. 本覚書に基づく協力を実施するため、MoIMWP は以下を行う：
 - a. 三重県内での採用内定済みのインドネシア人材に対して出国前にインドネシア国内において三重県または三重県と協力関係にある第三者が実施する日本語教育等プログラムによる研修のために、必要な手配を円滑に進め、支援する。
 - b. 出国前のオリエンテーションを実施し、インドネシア人材に対し、労働者の権利・義務、日本の職場及び社会文化などに関する理解を深めさせる。
 - c. MPJ とともに、国際交流、ジョブフェア、会議、その他のイベントを通じて、三重県におけるインドネシア人材の就業機会を促進する。
 - d. MoC に反する形でインドネシア人材を三重県へ送出す行為を行う者に対して必要な措置を講じる。

- e. MPJ とともに、本覚書に基づく協力活動の定期的なモニタリング及び評価を行う。
2. 本覚書に基づく協力を実施するため、MPJ は以下を行う：
- a. 県内で働くインドネシア人材を対象に、県内各地域の日本語教室等において
 - ・ 日本語学習を支援するとともに、三重県内での採用内定済みのインドネシア人材に対し、出国前の段階においてインドネシア国内での当該支援のさらなる拡充に努める。
 - b. インドネシア人材が安全かつ安心して就労・生活するための支援を目的とした相談窓口を設置・運営する。
 - c. 労使間のトラブル等に起因するインドネシア人材の帰国を防ぐため、県が把握した苦情等について、保護省及び在大阪インドネシア総領事館に情報共有するとともに、迅速かつ公正な対処に努める。
 - d. MoIMWP とともに、国際交流、ジョブフェア、会議などを通じて三重県におけるインドネシア人材の就業機会を促進する。
 - e. MoIMWP とともに、本覚書に基づく協力活動の定期的なモニタリング及び評価を行う。

第 5 条：連絡窓口

1. MoIMWP 側の連絡窓口は、「海外雇用機会促進・活用総局」とする。

2. MPJ 側の連絡窓口は、「政策企画部」とする。

第 6 条：有効期間

本覚書は、最後の署名日から 5 年間有効とし、両当事者の合意により更新可能とする。

いずれかの当事者が更新を希望する場合は、本覚書の有効期間満了の少なくとも 3 ヶ月前までに、外交ルートを通じてその旨を通知するものとする。

第 7 条：一般条項

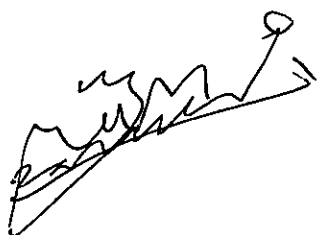
1. 本覚書の改正は、両当事者の書面による合意に基づいて行うものとする。
2. 両者は、本覚書を終了しようとする場合、外交ルートを通じて少なくとも 3 ヶ月前に書面で通知することにより、いつでも本覚書を終了することができる。
3. 本覚書の終了は、すでに実施中の活動の完了に影響を及ぼさない。
4. 本覚書は、インドネシア共和国及び日本国の国際法上の権利及び義務を変更するものではない。
5. 本覚書の実施は、両国の法令に従い、かつ両国が締結している国際条約に抵触しない範囲で行われるものとし、両当事者の権限の範囲内で行う。
6. 本覚書の解釈、適用または実施に関して生じた紛争は、両当事者の協議を通じて友好的に解決するものとする。

本覚書は、2025 年 8 月 11 日、インドネシア共和国ジャカルタにおいて、また、2025 年 8 月 24 日、日本国三重県において、インドネシア語、日本語及び英語で各 2 通が署名され、全ての言語の本文は等しく正本として取り扱われるものとする。本覚書の解釈に相違が生じた場合は、英文が優先する。

三重県

インドネシア共和国移住労働者保護省/

移住労働者保護庁



一見 勝之

知事



Dwi Setiawan Susanto, S.E., M.Si., Ak.

海外雇用機会促進・活用総局長